令和 8 年 11 月 18 日

PTA 適正化推進委員会
代表　佐藤 大 様

下諏訪町教育委員会

令和 8 年 11 月 16 日付け申入れに対する最終回答について

令和 8 年 11 月 16 日付け申入書及びその後に提出された追加資料・補充意見について、現時点で確認できた事実に基づき、次のとおり回答いたします。

PTA は学校及び教育委員会とは別の任意団体です。その内部運営は原則として PTA が行うものですが、学校施設の管理、学校が保有する個人情報の取扱い、教職員の職務及び児童生徒の権利保護については、学校及び教育委員会がそれぞれの権限と責任に基づいて判断します。

1. 学校施設の使用に関する判断

令和 8 年 11 月 19 日（木）午後 7 時から予定されている PTA 役員選出について、学校施設を使用する予定であることを確認しています。

PTA からは、立候補を優先し、立候補者のみでは役員を決定できない場合には、参加者の同意を得た上で「くじ引き」等も採用する方針であるとの説明を学校が受けています。

また、提出された令和 8 年 11 月 12 日付け通知に、保護者の精神的苦痛等に関する記載があることも確認しています。

これらを踏まえて検討した結果、現時点では、学校教育上の支障が具体的に生じると認めるまでの事情は確認できないため、次の条件を付して学校施設の使用を認めます。

・本会合が学校行事ではなく、PTA が自らの責任で開催するものであること。
・PTA への加入、役員候補者となること及び役員就任については、本人の自由意思を尊重すること。
・くじ引きの結果のみをもって、本人が役員就任を承諾したものとして扱わないこと。
・家庭事情を参加者の前で説明させ、又は他の保護者に審査をさせないこと。
・教職員は、施設管理及び必要な連絡調整を除き、役員選出、候補者の抽出及び辞退の判断に関与しないこと。
・非加入、欠席、辞退又は意見表明を理由として、児童生徒又は保護者を不利益に取り扱わないこと。

これらの条件が満たされない場合又は実施内容に重大な変更がある場合には、使用の中止、延期又は方法の見直しを PTA に求めます。

なお、この判断は学校施設の使用に関するものであり、PTA 内部の役員選出手続全体の法的有効性を認定するものではありません。

2. 学校保有の個人情報

令和 8 年 5 月 22 日付け学校長通知において、個人情報の提供目的に「役員決め」が記載されていることを確認しました。また、書面による保護者の同意を得て情報提供を行ってきたことも確認しています。

しかし、個人の同意があることと、学校が当該事務を行う権限及び必要性があることは、区別して確認する必要があります。

このため、今後の取扱いを次のとおりとします。

・PTA への加入届及び会員情報は、原則として PTA が自ら取得し、管理するよう求めます。
・学校が保有する個人情報の提供については、本人の同意を得ることを前提とした臨時的な利用のみとし、PTA の会員管理、役員候補者の抽出、抽選又は辞退審査を目的とする利用・提供は行いません。
・これまでの提供項目、提供先、提供時期、利用目的、本人同意及び提供記録を確認します。
・既に提供された情報の取扱いについては、保有主体、利用状況等を確認し、必要に応じて削除、廃棄の措置を PTA に要請します。

3. 教職員の PTA 事務への関与

学校と PTA との連絡調整、施設管理及び学校教育上必要な連絡と、PTA の内部事務とは区別します。

今後、教職員の関与は必要な連絡調整等にとどめ、PTA 会員情報の管理、会費の徴収・保管等の内部的な会計事務及び PTA 役員選出には関与しないよう整理します。

4. 児童生徒及び保護者の権利保護

PTA への非加入、退会、役員就任の辞退、活動への不参加、意見表明、相談又は申入れを理由として、児童生徒又は保護者を不利益に取り扱いません。

特に、成績評価、進路指導、学校行事、学級活動、教職員の対応その他の学校生活上の取扱いに差を設けないことを、学校長を通じて教職員に周知します。

また、相談者及び申出家庭に関する情報は必要な範囲に限って共有し、匿名相談者又は相談家庭を特定するための探索は行いません。

PTA に対しても、加入、欠席、辞退又は意見表明を理由とする不利益が生じないよう、家庭事情を開示しなくても辞退意思を示すことができる方法に改めるよう要請します。

5. 延期要請に関する判断

上記の条件及び改善措置が講じられることを前提とすれば、11 月 19 日（木）の役員選出については、再延期を要請しませんが、次のいずれかが確認された場合は、会議の延期又は実施方法の見直しを PTA に求めます。

・加入又は役員就任を本人の意思にかかわらず強制する運用
・くじ引きの結果のみをもって就任を確定する運用
・辞退のために私生活上の詳細な事情を開示させる運用
・学校保有情報の新たな利用又は提供
・教職員による PTA 内部事務への関与
・児童生徒又は保護者に対する不利益な取扱い
・学校教育又は施設管理上の具体的な支障